

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年3月15日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第1号

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表中

| | |
|--------------|-----------------|
| 飯田市千代警察官駐在所 | 飯田市千代1,997 |
| 松川町上片桐警察官駐在所 | 下伊那郡松川町上片桐2,295 |
| 松川町生田警察官駐在所 | 下伊那郡松川町生田740の11 |

を

| | | |
|--------------|------------|---|
| 「飯田市千代警察官駐在所 | 飯田市千代1,997 | 」 |
|--------------|------------|---|

に改める。

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第2条 給料の特別調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1のウ中

| | | | |
|---|------------|---|---|
| 「 | 運転免許センター所長 | 」 | を |
| | 機動隊長 | | |

| | | | | | | | |
|---|------|---|----|---|-------|---|---|
| 「 | 機動隊長 | 」 | に、 | 「 | 聴聞官 | 」 | を |
| | | | | | 災害対策官 | | |

「聴聞官」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第3条 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1中

| | |
|--------------|-------------------|
| 川上村秋山警察官駐在所 | 南佐久郡川上村大字秋山779番地1 |
| 飯田市南信濃警察官駐在所 | 飯田市南信濃和田1505番地4 |

を

| | | |
|---------------|-----------------|---|
| 「飯田市南信濃警察官駐在所 | 飯田市南信濃和田1505番地4 | 」 |
|---------------|-----------------|---|

に改め、同表の2中

| | | |
|-------------|------------------|---|
| 「川上村原警察官駐在所 | 南佐久郡川上村大字原282番地1 | 」 |
|-------------|------------------|---|

を

| | | |
|------------|------------------|---|
| 「川上村警察官駐在所 | 南佐久郡川上村大字原305番地2 | 」 |
|------------|------------------|---|

に、

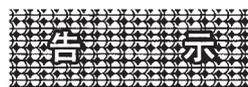
「北安曇郡小谷村大字中小谷丙12番地1」を

「北安曇郡小谷村大字千国乙6749番地6」に改める。

附 則

この規則は、平成24年3月19日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第210号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
小諸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
小諸都市計画下水道事業 小諸市公共下水道(和田西処理区)
- 3 事業施行期間
昭和59年2月6日から
平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
昭和13年長野県告示第450号及び平成20年長野県告示第220号の事業地の小諸市大字市字頭梨子及び字土橋地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第211号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 施行者の名称
南箕輪村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
伊那都市計画下水道事業 南箕輪村公共下水道
- 3 事業施行期間
平成5年2月1日から
平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成5年長野県告示第81号、平成8年長野県告示第108号、平成9年長野県告示第11号、平成11年長野県告示第443号、平

成12年長野県告示第526号、平成14年長野県告示第331号の事業地、平成19年長野県告示第506号のうち、長野県上伊那郡南箕輪村字新耕、字天下方、字北垣外、字山ノ神、字石行、字東原、字中道、字浅間塚、字宮上、字上川原、字猪子柴、字田ノ久保、字前宮原、字才家、字菅沼、字三本木、字大林、字的射場、字中ノ原、字南原、字北原、字春日道東、字大萱道を変更し、長野県上伊那郡南箕輪字五輪、字宮ノ上、字富士塚、字大泉耕整、字高根、字萩河原、字大芝原、字上手田、字春日道西、字大泉川原、字西天大芝原、字中フジ塚、字フジ塚、字鳥居原、字中島、字向垣外を追加する。

生活排水課

長野県告示第212号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第5項において準用する同条第4項の規定により、八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業の一部を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県諏訪地方事務所並びに茅野市役所において縦覧に供します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

変更した公園事業の名称及び事業地の位置

| 名 称 | 事 業 地 の 位 置 |
|------|-----------------|
| 横岳園地 | [区域] 茅野市北山横岳の一部 |

自然保護課

長野県告示第213号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

| 実施の目的 | 実施する区域 | 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 | 実施の期日 | 検査の方法 |
|----------------|--|--|-------------------------|--|
| ブルセラ病、結核病予防のため | 佐久市のうち 桑山 南佐久郡 佐久穂町のうち 上 南牧村のうち 板橋 海尻 海ノ口のうち 野辺山 原以外 広瀬 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 諏訪郡 原村 伊那市のうち 富県 美篤 上の原 美原 前原 野底 若宮 仙美 東春近 手良 伊那郡 荒井 西町 中央 狐島 下新田 日影 境 上新田 上牧 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以外 中川村 飯田市のうち 上久堅 千代 川路 三穂 下伊那郡 泰阜村 大鹿村 松本市のうち 笹部 並柳 芳川 里山辺 | 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 | 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで | ブルセラ病 家畜伝染病予防法 施行規則 別表第1 に規定されている 検査法 結核病 家畜伝染病予防法 施行規則 別表第1 に規定されている 検査法 |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|-------------|------|--|--|-------------------------|--|--|
| 下水内郡 栄村 | | | | | | 今井 笹部 並柳 芳川 里山辺 入山辺 神林 笹賀 岡田 中山 内田 寿 会田 殿野入 反町 奈川 大町市 塩尻市 安曇野市のうち | | | | |
| 上田市 小諸市 佐久市のうち 桑山 南佐久郡 小海町 佐久穂町のうち 畑 千代里 八郡 上 南牧村のうち 板橋 海尻 海ノ口のうち 野辺山 原以外 広瀬 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村 伊那市のうち 西箕輪及び 西春近以外 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以外 中川村 宮田村 飯田市のうち 上久堅 千代 川路 三穂 山本 伊賀良 上郷 下伊那郡 高森町 阿智村 泰阜村 喬木村 大鹿村 松本市のうち 島内 島立 新村 和田 | 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 | | | | | 今井 笹部 並柳 芳川 里山辺 入山辺 神林 笹賀 岡田 中山 内田 寿 会田 殿野入 反町 奈川 大町市 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 木曾郡 木曾町のうち 開田高原 上松町 南木曾町 木祖村 大桑村 東筑摩郡 麻績村 北安曇郡 小谷村 長野市のうち 信州新町地区 須坂市 下高井郡 山ノ内町 上水内郡 信濃町 小川村 下水内郡 栄村 | | | | |
| | | | | | | 県内全域 | 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛 | | | |
| | | | | ヨーネ病発生予防のため | 県内全域 | 1 | 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの | 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで | | |

| | | | | | | | | | |
|----------------------|-------------|---|--------------------------------|--------------------|--|-------------|---|---------------------------------|---|
| | | <p>2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛のうち、県外から導入されたものであって過去に県内で検査を受けたことのないもの</p> <p>3 1、2以外の牛で、検査が必要と認められるもの</p> | | | <p>高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため</p> | <p>県内全域</p> | <p>鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上(だちょうの場合にあっては、10羽以上)飼養している農場のうち所轄家畜保健衛生所長が必要と認めるもの</p> | <p>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</p> | <p>酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査(年1回以上実施)</p> |
| | | | | | <p>家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢発生予防のため</p> | <p>県内全域</p> | <p>種鶏</p> | <p>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</p> | <p>急速凝集反応法</p> |
| <p>牛海綿状脳症発生予防のため</p> | <p>県内全域</p> | <p>月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体ただし、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)施行規則第4条に該当する場合を除く。</p> | <p>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</p> | <p>酵素免疫測定法</p> | <p>腐蛆病発生予防のため</p> | <p>県内全域</p> | <p>みつばち</p> | <p>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</p> | <p>臨床検査及び細菌検査</p> |
| | | | | | <p>アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予防のため</p> | <p>県内全域</p> | <p>実施する区域で飼養されている牛(平成23年11月から平成24年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。)のうち、地理的、自然的条件を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの</p> | <p>平成24年6月1日から平成24年11月30日まで</p> | <p>中和試験</p> |
| <p>馬伝染性貧血発生予防のため</p> | <p>県内全域</p> | <p>1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及び当該雌馬と同一施設内で飼育している馬</p> <p>2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及び当該雄馬と同一施設内で飼育している馬</p> <p>3 競馬法(昭和23年法律第158号)による競馬に出場する馬</p> <p>4 乗馬大会等に出場する馬</p> | <p>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</p> | <p>寒天ゲル内沈降反応検査</p> | <p>豚コレラの発生予防のため</p> | <p>県内全域</p> | <p>1 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜検査が実施される豚</p> <p>2 飼養管理状況等を考慮して所轄家畜保健衛生所長が選定するもの</p> | <p>平成24年4月1日から平成25年3月31日まで</p> | <p>酵素免疫測定法</p> |

園芸畜産課

長野県告示第214号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成24年 3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
長野市鬼無里字上野山3857のヌ、3858の甲のホ、3858の甲のへ、3858の甲のト、3858の甲のチ、3858の甲のリ、3858の甲のヌ、3858の甲のル、3858の甲のヲ、3858の甲のム
 - 2 指定の目的
干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第215号

次の森林を保安林予定森林としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示します。

平成24年 3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯田市千代1483の70、1483の73、1781の145、1781の146、1781の179、1781の180、1781の255
 - 2 指定の目的
干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第216号

飯田市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成24年 3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（都市計画基本図数値編纂）
- 2 作業期間
平成23年 8月 9日から平成24年 2月17日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第217号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年 3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
雪坪、志久見（1）、志久見（2）、柳在家（1）、柳在家（2）、柳在家（3）、切欠（1）、切欠（2）、長瀬（1）、長瀬（2）、長瀬（3）、長瀬（4）、笹原（1）、笹原（2）、当部、天代、坪野、北野（1）、北野（2）、北野（3）、北野（4）、中野（1）、中野（2）、極野（1）、極野（2）、小赤沢（1）、小赤沢（2）、小赤沢（3）、小赤沢（4）、小赤沢（5）、小赤沢（6）、小赤沢（7）、小赤沢（8）、小赤沢（9）、小赤沢（10）、屋敷（1）、屋敷（2）、屋敷（3）、屋敷（4）、屋敷（5）、上野原、和山（1）、和山（2）、和山（3）、切明（1）、切明（2）、切明（3）及び切明（4）
- 2 指定の区域
下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第218号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年 3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
川後1及び川後2
- 2 指定の区域
長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂

防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第219号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

志久見（1）、柳在家（2）、切欠（2）、長瀬（1）、長瀬（3）、長瀬（4）、笹原（1）、当部、天代、坪野、北野（1）、北野（3）、北野（4）、中野（2）、極野（1）、極野（2）、小赤沢（2）、小赤沢（3）、小赤沢（6）、小赤沢（7）、小赤沢（8）、小赤沢（9）、屋敷（1）、屋敷（2）、屋敷（3）、屋敷（4）、屋敷（5）、上野原、和山（2）、和山（3）、切明（1）、切明（2）、切明（3）及び切明（4）

2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第220号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

川後2

2 指定の区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

滝谷の沢、堀切沢、北野の沢1、北野の沢2、北野の沢3、美座川、松の木沢、天代川支流、わっくりの沢、極野の沢、増沢、松沢川、しょうじばの沢、上ノ沢、五宝木の沢1、五宝木の沢2、五宝木の沢3、小赤沢の沢、小赤沢、仙沢、池ノ上ノ沢、沢登川及び千の沢

2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第222号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

中の沢、小沢川及び稲尾沢

2 指定の区域

大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第223号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

滝谷の沢、堀切沢、北野の沢1、北野の沢2、美座川、松の木沢、天代川支流、わっくりの沢、極野の沢、増沢、松沢川、しょうじばの沢、上ノ沢、五宝木の沢1、五宝木の沢2、五宝木の沢3、小赤沢の沢、小赤沢、仙沢、池ノ上ノ沢、沢登川及び千の沢

2 指定の区域

下水内郡栄村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第224号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成24年 3月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
小沢川及び稲尾沢
- 2 指定の区域
大町市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第225号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年 3月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
辰野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
辰野都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び辰野町役場

都市計画課

長野県告示第226号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年 3月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
箕輪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
箕輪都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び箕輪町役場

都市計画課

長野県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年 3月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊那都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
伊那都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課、伊那市役所及び南箕輪村役場

都市計画課

長野県告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年 3月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
駒ヶ根都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
駒ヶ根都市計画区域
- 3 縦覧場所
長野県建設部都市計画課、駒ヶ根市役所及び宮田村役場

都市計画課

長野県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
飯島都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
飯島都市計画区域
- 縦覧場所
長野県建設部都市計画課、飯島町役場及び中川村役場

都市計画課

長野県告示第230号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
中野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
中野都市計画区域
- 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び中野市役所

都市計画課

長野県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
山ノ内都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
山ノ内都市計画区域
- 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び山ノ内町役場

都市計画課

長野県告示第232号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市

計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成24年3月15日

長野県知事 阿部 守一

- 都市計画の種類及び名称
野沢温泉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域
野沢温泉都市計画区域
- 縦覧場所
長野県建設部都市計画課及び野沢温泉村役場

都市計画課

長野県飯田建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年3月15日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏人

- 道路の種類 県道
- 路線名 阿南根羽線
- 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 m | 延長 km |
|--|-----|------------|----------|
| 下伊那郡根羽村3145番の13地先から 下伊那郡根羽村3145番の13地先まで | 旧 | 9.7～12.4 | 0.0233 |
| 同 上 | 新 | 10.6～16.4 | 0.0233 |

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成24年3月29日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成24年3月15日

長野県飯田建設事務所長 三井 宏人

- 路線名 阿南根羽線
- 供用を開始する区間
下伊那郡根羽村3145番の13地先から
下伊那郡根羽村3145番の13地先まで
- 供用を開始する期日 平成24年3月15日

道路管理課